

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

平成24年4月8日執行の佐渡市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、佐渡市羽茂本郷4036番地本間武雄から提起された審査の申立てに対し、平成24年8月10日次のとおり裁決した。

平成24年8月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

裁 決 書

審査申立人 新潟県佐渡市羽茂本郷 4036 番地
本間 武雄

上記審査申立人から平成24年5月15日付けで提起された平成24年4月8日執行の佐渡市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立ては、これを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年4月8日執行の佐渡市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し佐渡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年5月2日、これを棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。申立人はこれを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における最下位当選人である村川四郎と笠井正信のうち、いずれか1名の当選は無効であるとの裁決を求めるといふものであり、その理由は次のとおりである。

- 1 昭和30年3月2日の最高裁判所の判決で「山や」が中山文次郎の有効票になったことで、通称の有効票の扱いは定着している。
- 2 しかるに、市委員会は、竹内道廣の「ダイカツ」、渡辺慎一の「へんじんもっこ」の商標である通称を無効扱いとした。
- 3 申立人の通称は「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」、「たけ」である。

この通称の4票を無効にした結果、申立人が3票差で落選したもので、これを有効票とすれば、申立人は1,243票となり当選者になる。票の再点検をされたいと異議を申し出たが、市委員会はこれを棄却した。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立書の要件審理において一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出され、適法となったので、本件審査申立書を受理し、市委員会に弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求めたが、反論書の提出はなかった。

また、市委員会から本件選挙の関係書類を徴するとともに、申立人に対して審尋を行った。さらに、本件選挙において申立人が届出をした選挙立会人並びに市委員会委員長及び書記に対する証人尋問を実施し、慎重に審理を行った。その結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定する事実

当委員会は、前記書類等から次のとおり事実関係を認定した。

(1) 審査の申立ての要旨の理由1について

ア 申立人が引用する最高裁判決の日付は「昭和30年3月2日」ではなく「昭和30年3月11日」であり、候補者の氏名は「中山文次郎」ではなく「中川文次郎」である。

イ 上記の最高裁判例は、候補者の屋号である「山中屋」が選挙長に対して通称の届出がなされている上で、「山中屋」が候補者の通称である場合は、「ハ中や」又は「ハ中ヤ」と記載されている投票は、単に「ハ」

が文字でないという理由で無効とすべきではなく、いずれも候補者に対する有効投票と解すべきであるとした最高裁判例である。

ウ 申立人が自らの通称であると主張する「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」は、本件選挙において選挙長の通称認定を受けていない。なお、本件選挙において、申立人は「本間たけお」で通称認定を求め、選挙長の通称認定を受けている。

(2) 審査の申立ての要旨の理由2について

証人尋問において、「ダイカツ」及び「へんじんもっこ」と記載された票は、本件選挙の選挙会において無効とされたという証言を得た。

(3) 審査の申立ての要旨の理由3について

ア 本件選挙における申立人の得票数は1,239票であり、最下位当選人の得票数は1,242票である。

イ 申立人は、本件審査申立書において、「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が本件選挙の選挙会において無効とされた旨の主張をしたが、審尋において申立人の当該主張及び上記の票が存在したということ自体が申立人の推測であることが確認された。また、証人尋問においても上記の票が存在したという証言は得られなかった。

ウ 本件選挙の選挙会において、投票の効力は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条の規定により、選挙立会人の意見を聴いた上で選挙長が決定しており、適正な手続を経て投票の効力の決定がされた。

エ 証人尋問において、本件選挙の選挙会における投票の効力判定並びに選挙録の署名及び押印時に、疑問票の扱いについて選挙長及び選挙立会人のいずれかが異議を唱えるような場面はなかったという証言を得た。

2 当委員会の判断

上記当委員会が認定する事実に基づいて判断する。

申立人は、自らの通称であると主張する「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が申立人に対する有効投票になる根拠として、昭和30年3月11日の最高裁判例を用いている。しかし、この最高裁判例において、候補者の屋号である「山中屋」が選挙長に対して通称の届出がなされていることに対し、本件選挙において、申立人は「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」について、選挙長の通称認定を受けていない。前提となる事実が異なるため、この最高裁判例をもって、上記の票が申立人に対する有効投票になる根拠であると認めることはできない。

次に、当選無効の原因とは「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容—たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高裁判決）と判示されているため、当委員会は、本件選挙の選挙会における投票の効力の決定に違法がなかったかどうかを調査した。その結果、投票の効力は、公職選挙法第67条の規定により、選挙立会人の意見を聴いた上で選挙長が決定しており、適正に投票の効力の決定が行われていた。したがって、当選無効の原因となり得る違法は本件選挙において認められない。

また、審尋において、「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が存在したということ及びこれらの票が本件選挙の選挙会において無効とされたという申立人の主張は申立人の推測であることが確認された。さらに、証人尋問においてもこれらの票が存在したという証言が得られなかったことから、申立人の主張は単なる憶測による疑念を述べているに過ぎないものと判断する。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成24年8月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 嵐 嘉明